

# 市・県民税（個人住民税）の

## 改正点をお知らせします

問／課税課 ☎463-2852-3

平成 26 年度の市・県民税（個人住民税）から改正される点についてお知らせします。

### ● 給与所得控除の上限が設定されます

給与収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除について、245 万円の上限が設けられました。

### ● 給与所得者の特定支出控除が見直しになります

特定支出の範囲に次に掲げる支出が追加されました。

- ①職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費
- ②図書を購入費、職場で着用する衣服の衣服費、職務に通常必要な交際費等で、職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者による証明がされたもの（上限 65 万円）

### ● 年金所得者の申告手続きが簡素化されます

公的年金等の所得がある方で、それ以外の所得がなかった方が \*寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合には、市・県民税（個人住民税）申告書の提出が不要になりました。

ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に「寡婦（寡夫）」の記載がなかったり、扶養控除申告書を提出しなかった方は、「寡婦（寡夫）」の控除が適用されませんので、確定申告または市・県民税（個人住民税）の申告が必要になります。

### ● 個人住民税の均等割額が引き上げられます

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 118 号）」が公布され、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災施策に要する費用の財源を確保するため、市・県民税（個人住民税）の均等割額の標準税率が引き上げとなりました。

変更後の均等割額の税率は以下のとおりになります。

（年額）

	現行	引き上げ後
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,000円	1,500円
市・県民税(合計)	4,000円	5,000円

※適用期間については平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間となります。

### ● 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

平成 26 年 1 月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が、今まで対象でなかった方を含め事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方に拡大されます。

※所得税および復興特別所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

### \* 寡婦・寡夫控除とは…

	所得控除	要件	控除額 (個人住民税)	控除額 (所得税)
女性	寡婦	以下のいずれかに該当する場合に控除されます。 1. 夫と死別・離婚した後婚姻していない方や夫の生死が不明などの方で、扶養親族や前年中の総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子（ほかの方の控除対象配偶者や扶養親族とされている場合を除く）がある方 2. 夫と死別した後、婚姻していない方や夫の生死が不明の方で、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の方	26 万円	27 万円
	特別寡婦	寡婦に該当する方のうち扶養親族である子を有し、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の方	30 万円	35 万円
男性	寡夫	妻と死別・離婚した後婚姻していない方や妻の生死が不明の方で、前年中の総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子（ほかの方の控除対象配偶者や扶養親族とされている場合を除く）を有し、かつ、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の方	26 万円	27 万円

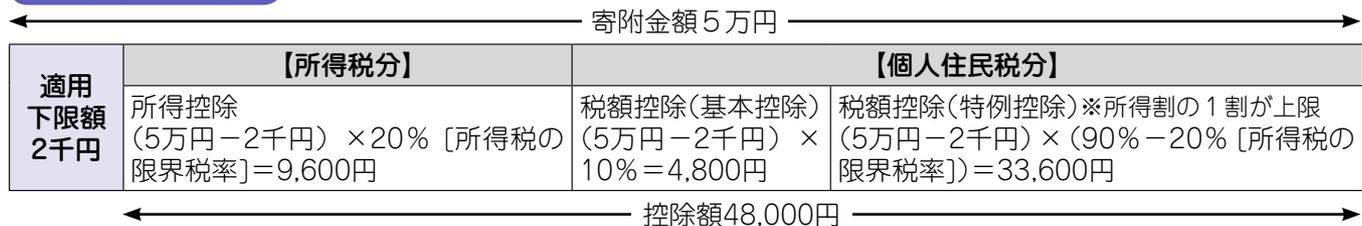
● **ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除が見直しになります**

地方公共団体に寄附（ふるさと寄附金）を行った場合、2千円を超える額について所得税および市・県民税（個人住民税）の控除対象となります。

平成25年分から国税（所得税）で復興特別所得税（2.1%）が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受ける場合は、復興特別所得税分へも反映するため、ふるさと寄附金に係る個人住民税の特例控除額が調整されます。

《**税負担軽減の仕組み**》（年収700万円、寄附金5万円、扶養親族なしの場合）

**25年度までの制度**



**26年度からの制度**

